

大崎ものづくりネットワーク協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、大崎ものづくりネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 この協議会は、事務所を協議会の会長が所属する企業等に置くものとする。ただし、当面の間は、宮城県北部地方振興事務所（宮城県大崎市古川旭4丁目1番1号）に置くものとする。

(目的)

第3条 この協議会は、大崎地域のものづくり企業の経営基盤強化のため、企業相互の情報交換と連携を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナー等の開催
- (2) 研修会の開催及びものづくり産業を担う人材育成
- (3) 展示会等への出展及び展示商談会等の開催
- (4) 新技術、新製品の共同開発
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この協議会の会員は、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町に所在するものづくり企業、ものづくりに関連する企業等、及び大崎地域のものづくり企業と連携した取組みを行う県内の企業とし、次の3種とする。

- (1) 普通会員 この協議会の目的に賛同して入会した企業
- (2) 賛助会員 この協議会の活動を賛助するため入会した企業等
- (3) 個人会員 この協議会の目的に賛同する個人で役員会の承認を得た者

(入会)

第6条 普通会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を協議会の会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 普通会員及び賛助会員は、総会において定めた会費を別に定める期限までに納入しなければならない。ただし、納入された会費は、中途脱会にかかわらず返還しないものとする。

第3章 役員等

(役員)

第8条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において、普通会员及び個人会員から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会務を処理するとともに、会長があらかじめ総会の議決を経て定められた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会計を監査するとともに、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬等)

第12条 役員には、報酬を支給しない。なお、役員が個人会員の場合は、旅費等を支給することができるものとし、その規定については、役員会の承認を経て会長が別に定めるものとする。

(顧問及び参与)

第13条 この協議会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の中から役員会の承認を経て会長が委嘱した者とし、協議会の運営に関し、随時、会長の諮問に応ずる。
- 3 参与は、会員以外の者で、役員会の承認を経て会長が委嘱した者とし、協議会の運営に関し、必要に応じ助言を行う。
- 4 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種別)

第14条 この協議会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回6月に、臨時総会は役員会が必要と認めるとき、又は普通会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったときに開催する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。ただし、賛助会員は議決権を持たないものとする。
- 3 総会は、会長が招集し議長となる。
- 4 総会は、普通会員及び個人会員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 6 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 役員を選出
- (3) 予算、決算及び事業計画に関する事項
- (4) その他重要な事項

(役員会)

第16条 役員会は、理事をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し議長となる。
- 3 役員会は、次の事項を審議し議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の議事録)

第17条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、役員会にあってはその役員会に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した会員のうちから、役員会にあってはその役員会に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 会計等

(会計)

第18条 この協議会の経費は、会費、事業収入、寄附金及びその他の収入をもって充てるものとする。

- 2 会計処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第19条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第20条 この協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第21条 会長は、協議会の事業報告書及び収支決算書を事業年度終了後3カ月以内に完成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 監事は、前項の監査を実施したときは、意見を付して総会に報告しなければならない。

第6章 事務局

(設置等)

第22条 この協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第23条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 議事録
- (4) その他必要な帳簿及び書類

第7章 雑 則

(委任)

第24条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成20年10月10日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の役員は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成22年6月30日までとする。
- 3 平成20年度の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、平成20年10月10日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成22年6月24日から施行する。